安来市再生可能エネルギー機器等設置費補助金交付要綱

（目的）

第１条　市は、地球温暖化防止対策の一環として市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、もって環境への負荷の少ない再生可能エネルギー利用の普及促進を図るため、安来市再生可能エネルギー機器等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成１６年安来市規則第５３号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象設備）

第２条　補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるものであって、市内に存する建物等に適切に配置し、かつ、別表に掲げる補助対象設備の区分に応じて、同表に掲げる要件を満たすものとする。

（１）住宅用太陽光発電設備

（２）太陽熱利用設備

（３）蓄電池設備

（補助対象者）

第３条　補助金交付の対象者は、別表に掲げる補助対象者のいずれかに該当し、かつ、市税の滞納がない者とする。ただし、同一の申請者に交付することができる補助金は、同一年度内に１回を限度とする。

（補助金の額）

第４条　補助金は、別表に掲げる補助対象設備の区分に応じ、それぞれ同表に定める額を、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備の設置工事の着手前に再生可能エネルギー機器等設置費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）補助事業に要する費用の内訳が記載された契約書又は見積書の写し

（２）設置予定箇所の位置図及び写真

（３）補助対象設備の仕様等が確認できるカタログ等の写し

（４）新築の家屋又は事業所等に設置する場合（建築確認（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認をいう。）が不要な場合を除く。）にあっては、建築確認済証の写し

（５）情報提供同意書（様式第２号）

（６）自らが所有しない家屋又は事業所等に設置する場合にあっては、承諾書（様式第３号）

（７）申請者の市税の納税証明書

（８）その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第６条　補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、再生可能エネルギー機器等設置費補助金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添付して、当該補助事業の完了した日から起算して１月以内又は当該年度の２月末日のいずれか早い期日までに市長に報告しなければならない。

（１）補助事業に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し

（２）設置状況を示す写真

（３）補助対象設備のうち住宅用太陽光発電設備にあっては、電力会社との電力需給契約書の写し

（４）新築の家屋に設置した場合にあっては、住民票の写し

（５）新築の事業所等に設置した場合にあっては、登記事項証明書又は現在事項全部証明書の写し

（６）その他市長が必要と認める書類

（稼動状況報告）

第７条　太陽熱利用設備を設置することにより補助金の交付を受けた者は、補助対象設備を設置した月の翌月から２年間、毎月の電気代、ガス代等の状況を太陽熱利用設備稼働状況報告書（様式第５号）により、年度ごとに市長に報告しなければならない。

（処分の制限等）

第８条　補助事業者は、当該補助事業により取得した財産等について、市長の承認を受けた場合を除き、法定耐用年数の期間内において、補助金交付の目的に反して処分してはならない。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（安来市太陽熱利用設備設置費補助金交付要綱の廃止）

２　安来市太陽熱利用設備設置費補助金交付要綱（平成２８年安来市告示第４号）は廃止する。ただし、同告示第８条及び第９条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第２条、第４条関係）

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助対象者	補助金の算定及び限度額
1　住宅用太陽光発電設備	1　家屋の屋根等に設置される太陽光で発電する設備であること。 2　低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満のものであること。 3　未使用品であること。 4　電力会社と電灯契約を結び、かつ、余剰電力の電力需給契約を締結できるものであること。	1　市内に住所を有し、原則として自らが所有し、自己の居住の用に供する家屋（単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場合において当該所有者と生計を一にする家族が居住する家屋及び店舗又は事務所等を併用する家屋を含む。）において利用するために補助対象設備を設置する者 2　第5条の交付申請の日において、前号に該当しない者であっても、第6条の実績報告の日において前号に該当することとなる者	住宅用太陽光発電設備に係る太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を切り捨てた数値）に1キロワット当たり3万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、12万円を限度とする。
2　太陽熱利用設備	1　住宅又は事業の用に供する建物に設置し、不凍液等を強	1　市内に住所を有し、原則として自らが所有し、自己の居住の用に供する	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額

	制循環する集熱器及び蓄熱槽から構成され、給湯又は冷暖房等に利用する設備であること(ソーラーシステムに限る。)。 2　集熱器と貯湯部分が分離した設備であること。 3　未使用品であること。	家屋(単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場合において当該所有者と生計を一にする家族が居住する家屋及び店舗又は事務所等を併用する家屋を含む。)において利用するために補助対象設備を設置する者 2　市内に事業所を置く法人その他の団体及び個人(以下「法人等」という。)が原則として自ら所有し、自己の事業の用に供する事業所、店舗、倉庫、工場等(以下「事業所等」という。)に補助対象設備を設置する法人等 3　第5条の交付申請の日において、前2号のいずれにも該当しない者であっても、第6条の実績報告の日において前2号のいずれかに該当することとなる者	に1,000円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた額)とする。ただし、30万円を限度とする。
3　蓄電池設備	1　住宅用太陽光発電設備に接続し、蓄電する設備であること。 2　蓄電容量が1.0キロワットアワー以上のリチウムイオン蓄電池及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需給ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができること。 3　未使用品であること。	1　市内に住所を有し、原則として自らが所有し、自己の居住の用に供する家屋(単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場合において当該所有者と生計を一にする家族が居住する家屋及び店舗又は事務所等を併用する家屋を含む。)において利用するために補助対象設備を設置する者 2　第5条の交付申請の日において、前号に該当しない者であっても、第6条の実績報告の日において前号に該当することとなる者	7万円とする。ただし、設置経費が7万円未満の場合は、その金額(当該額に1,000円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた額)を限度とする。